

会 議 金 録

会議の名称	第1回豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	令和7年(2025年)9月4日(木) 10時00分～11時15分		
開催場所	庄内コラボセンター4階多目的室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	阿部昌樹、河本良昭、山田徹、武市智子、三間隆之、佐藤泰博、池野由香里、馬着一郎(計8名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 榎本弘志 総務部人材戦略長 吉村光博 総務部人事課長 田中克嘉 総務部職員課長 保井大進 総務部人事課主幹 中村美保 財務部財政課長 森山祐介 市議会事務局長 上原忠 市議会事務局総務課長 吉岡生香	
	その他	総務部人事課 岩下良輔、木村仰、田中雄大、塩見智織、舟瀬菜奈 総務部職員課 鎌谷麻里	
議題	1. 議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額について(諮問) 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

豊中市特別職報酬等審議会への出席、また平素より、市政の推進にご協力いただいていることに重ねてお礼申し上げる。

市として過去30年間、コストをカットすることに重点を置いてきた部分があるが、コロナ禍の中で、効率性よりも、命や社会を守ることに人が動くということにしっかりと目が向けられるようになったと思っている。そして、人がすることへの価値をしっかりと見直していく世の中になってきているということが、社会あるいは経済の健全性において、正しい道だと思っている。我々も、自分たちがする仕事について、改めて価値を見いだす機会であるというふうに考えている。

そのために、様々なご意見をいただいた上で、議会に提案させていただききっかけとなればと思っている。

昨年度の議論もふまえ、議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額について、諮問させていただく。忌憚のないご意見を賜りたい。

2. （案件1）議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額について（諮問）

総務部長が次のとおり諮問の趣旨説明をした。

（要旨）

この度の諮問については、関係条例及び規則により「議会の議員の議員報酬及び期末手当並びに市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当の額並びに議会における政務活動費の額の決定について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。」と規定されている。

この担当事務のうち、「議会の議員及び市長・副市長の期末手当の額」について、昨年度の本審議会での議論もふまえ、その算定方法が適正であるかを調査・審議していただくために諮問させていただく。

期末手当の諮問について、事務局は、職務職責、一般職との連動による情勢適応、他市等の比較、本市の財政状況等もふまえ、現行の算定式により得られる額を支給するのが適当ではないかと考えている。

（質疑）

質疑では、次のような発言があった。

委員：諮問があったのは、特別職等の期末手当の額についてだが、諮問内容そのものには、「算定式の是非について」とされている。その意図を説明してほしい。

事務局：この算定式には、社会情勢等により変動する変数である「支給月数」が含まれている。諮問内容は、この算定式による額が妥当であるかと考えるかどうかであ

り、期末手当は社会情勢に応じて額を決定することの是非について、審議していただきたいという意図である。

（事務局より関係資料の説明）

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額について、改定経過や大阪府内や近隣中核市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

続いて資料「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：地域手当率は自治体が決めるものではなく、国の法律で決まっているということか。

事務局：全国のそれぞれの地域の賃金状況などをふまえて人事院勧告として出される。

委員：これは月額報酬にも反映されるか。また、役職加算率はそれぞれの自治体が決めて、報酬月額には関係ないか。

事務局：月額報酬に反映される。役職加算率については、各自治体で設定をするが、基本的には、国家公務員において、それぞれの役職に応じた割合が決められているため、それに準じて、豊中市も設定している。役職加算率についても、期末手当の反映に掛け率として掛けられる。

委員：地域手当がない自治体もあるということでしょうか。

事務局：地域手当は、支給することができる手当になっているので、地域手当がない自治体はその自治体の経過や判断の中で決められていると考えている。

委員：役職加算が0の自治体は、その自治体が0にしているということか。

事務局：調査対象の自治体がたくさんあるため、一斉に文書で照会し、その回答を資料に掲載をしている。回答どおりの率と考える。

委員：役職加算率1.2の自治体が多いのは、国に準じているからということか。

事務局：そのとおりである。

委員：具体的な数値を諮問されているということか。それとも、このあたりはまた変わってくるかもしれないという話なのか。

事務局：諮問内容は算定方法であるため、給与月額や地域手当率、役職加算が今後変わるようなことがあれば、額は変わっていくものではある。豊中市としてこういう考え方をすることの是非という形の諮問である。

委員：中期財政計画の国費・府費が令和6年と比べると、令和7年はすごく落ちているが、何か理由があるのか。

事務局：令和6年度については、国の方から給付金などの高額な事業があった。令和7年度は高額な給付金事業がないので落ちている。

委員：国費・府費というのは増減するものなのか。

事務局：地方創生臨時交付金や物価高騰による給付金は全額国費になるので、そういった給付金がある年は上がったり、なければ下がったりする。大きなトレンドとしては、社会保障関係経費の増大があり、いろんな福祉サービスをする中で一

定の国費が入ってくるため、増加傾向である。

委員：豊中市は人口が増えており、人口が増えれば国費や府費は増加するものかと思っている。

事務局：基本的には人口増加によっていろんなサービスを運営できるため、国費や地方交付税ってというのは増えていくという考え方で間違いない。

委員：市税そのものは増えていくということでしょうか。

事務局：豊中市は人口減少も今のところはそこまで進んでいないので、この中期計画の中では増えていくと考えている。

委員：やらないといけないサービスはあるので、なかなか財政状況はいいものではないけれど、やるべきことをやっていくという内容でしょうか。

事務局：いろいろサービスをしていく、提供しているサービスあつての財政ということになるので、サービスをするために得られた市税や交付税等を使っていかにサービスをしていくか、そんな考えである。

委員：国の政策によっていろいろ変わったりする部分であるので、読みづらいのは事実か。

事務局：国の経済政策によって、国費が増減する、というのはあるという状況である。

委員：議員の報酬と部長の報酬にあまり違いがないように見えるが、常時勤務している部長と比べて勤務の時間が定まっていない議員の報酬が高すぎるように感じる。委員報酬を減額できないのであれば、議員の人数を減らすというのも1つの方法ではないか。

事務局：議員は一般職の職員と違い、勤務時間という概念はないので、例えば24時間、何かがあれば動かれる方もいる。市の議会棟にお越しになられないという場合もあるが、地域でそれぞれ活動されているという状況もあり、そこは、市民の皆様に見えにくい部分もあろうかと思うが、それぞれの立場で、それぞれのフィールドで活躍いただいているものと事務局としては考えている。一方でそういったご意見があるということも、共有させていただく。

委員：資料の一般職の職員の給与改定の状況のところで、平成24年から令和6年までずっと掲載されているが、これはすべて国に準じて出した数字か。

事務局：人事院勧告が出てそれをもとに国が変えたのをふまえ、豊中市も条例で改正している。

委員：ふまえたということは、豊中市独自のときもあるのか。

事務局：給与改定率については基本的には人事院勧告に準じている。ただし、平成12年度から平成26年度までの期間の減額措置は、豊中市の財政状況を鑑みて緊急財政再建対策等により人件費抑制策を講じる必要があったためであり、豊中市独自である。

委員：算定式に特に異論はない。国が示しているものであれば、皆一生懸命働いているから、一生懸命働いている分もらったらいいと思う。それに見合っただけの仕事をしてくれれば何の問題もない。

委員：内容について、今回の発想は一般職に準じるということだと思う。物価の変動もある中で、一般職の給料が変わっていくときに、一般職の給料の変動と、特別職の給料の変動をリンクさせるべきなのか、させないべきなのかというのは

非常に大きな論点である。特別職に何か非常に大きな問題があるとか、逆に特別職は非常に一般職より頑張っているというようなことがあれば、賞与に関しては別扱いするということもあるかと思うが、基本は一般職の計算式をそのまま当てはめるとするのは合理的であり、給与賞与というものの性質を考えると、特段の事情がない限りは、一般職の計算式でもって特別職の賞与も計算するというで問題はないと考えている。その一方で、本当に特別職は、給与に見合った仕事をしているのかということは大きな問題ではあり、それは自覚を持っていただくということが大事である。この後は、この審議会として諮問に対して答申を作成するが、今皆さんがお出しいただいた意見を付記して、給与に見合った仕事してくださいというようなことを、答申に書くというのは、答申の書きぶりとしてあるのではないかと考えている。

委員：皆さんのご意見をお聞きしたが、具体的な話としては、今までの計算方法でいくという諮問だが、今回変わる部分は支給月数だけであり、他のところは変わらない。人事院勧告から出ているのは4.65月で、そんなに多く変わるものではないということである。財政状況をお聞きしたが、特に豊中市が財政破綻しているとか、非常に危ない状況にあるという場合であれば話は別だが、そういう状況にはなっていない。また、特別職等の期末手当については、今まで一般職の支給月数に連動させてきたという実態があり、国においても国会議員や国務大臣については、国家公務員の指定職と連動させている。他市との比較において、人口規模や行政水準等を考慮しても、著しく多いとか落ち込んでいることはなく、平均水準から乖離した状況ではない。これらの状況を勘案して、特別職等の期末手当の支給月数については、公平性や客観性、妥当性が担保できている以上、妥当な水準にあり、特別な事情がないかぎり、一般職の支給月数と連動させることが、妥当であるということで集約される。ただし、先ほどご意見もあったように、ちゃんと働いているかどうかというところは、そのような意見があったということでまとめさせていただきたいと思うがどうか。

委員：賃金を上げるのは賛成である。豊中市が、大阪府をリードしていったほしい。また、人件費を上げる代わりに、こういう取り組みをしているというものを発信していけば、豊中にもっと人口が集まるのではないかなと思う。

委員：一定の数式では、その仕事ぶりには関係なく決まるということで、民間企業であれば、期末手当とか賞与と類似のものであれば、期間でのパフォーマンスによって決まるというところがあり、そこが違うところではあるが、市長、議員については、誰がパフォーマンスを判断するのかというと、選挙によって判断するということになると思う。豊中市が住みやすいという実感を持ってもらうためのアピールや施策をやっていくことが、給与全体についての満足感が上がると考える。豊中市は良いらしいと言われるような町であってほしい。

委員：方向性としては、職員の給料が上がらないのに、特別職だけ上がることはあってはならないということもありこのような形の計算式にしていると思う。それはそれで妥当性はあると思うし、今後、豊中市をよくしていき、そういったことを発信していただければ見える形になれば、さらにアップも構わないのではないかなというご意見もあった。もう一方では、ちゃんと働いているのかという意

見もあり、それも含めて、いろんな発信をしていただいて、市の方としても、見える形をさらに図っていただきたいということで意見を集約したいと思うがよろしいか。

委員：異論はない。

（審議会終了）